

○白河市キッズプラザ条例（案）

（設置）

第1条 多様化する子育て・子育てニーズに応え、こどもたちの健やかな成長を後押しするとともに子育て世代の交流の促進を図るため、キッズプラザを設置する。

（名称及び位置）

第2条 キッズプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
キッズプラザ	白河市手代町2番地1

（事業）

第3条 キッズプラザは次の事業を実施する。

- (1) 子育て・子育て支援事業の企画及び実施に関すること。
- (2) こどもの遊び及び学びの場の提供に関すること。
- (3) 子育て・子育て世代の親子交流促進に関すること。
- (4) 子育て・子育てに係る相談及び情報提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（休館日）

第4条 キッズプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 木曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

（利用時間）

第5条 キッズプラザの利用時間は、午前8時30分から午後6時までとする。

- 2 屋内遊び場は、午前10時から午後6時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を臨時に変更することができる。

（利用の許可）

第6条 キッズプラザを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ登録をし、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、キッズプラザを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしてはならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) キッズプラザの施設、附属設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。

- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キッズプラザの設置の目的に反するとき。
- 3 市長は、キッズプラザの管理上適当でないと認めるときは、第1項の許可をしないことができる。
- 4 市長は、第1項の許可に際し、キッズプラザの管理上必要な条件を付すことができる。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、キッズプラザを利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第8条 利用者は、キッズプラザの利用に際し、これに特別の設備をし、又はその現状の変更をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第9条 利用者は、キッズプラザの利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
 - (2) 第6条第4項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- 2 前項の規定により利用者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを負わない。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失によりキッズプラザの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、キッズプラザの管理上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。この場合において、第4条から第6条までの規定、第8条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、キッズプラザの管理に関し必要な法令又は条例及び当該条例

に基づく規則その他市長の定めるところにより管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める事業の実施
- (2) キッズプラザ内の遊具、備品等の維持管理に関する業務
- (3) キッズプラザの利用の許可に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、キッズプラザの管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、白河市地域創造活動拠点施設条例（令和7年白河市条例第 号）の施行の日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても白河市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年白河市条例第17号）の規定により行うことができる。
- 3 キッズプラザの利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。